

全建労発第 66 号

令和 6 年 2 月 14 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する
アンケート調査の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課より、別添のとおり標記アンケート調査の協力依頼がありました。本調査は、社会保険加入対策等に関連したこれまでの施策の浸透状況や各建設業者団体に所属する会員企業等の取組状況を把握し、更なる処遇改善策を検討していくため、昨年度に引き続き実施するものです。

つきましては、本アンケート調査につきまして、貴会会員企業の方々に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

(担当：労働部 古田、菅原)

事務連絡
令和6年2月6日

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会 参加団体 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

アンケート調査へのご協力をお願い

各建設業者団体の皆様におかれましては、平素より国土交通行政の推進にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび国土交通省では、社会保険加入対策等に関連したこれまでの施策の浸透状況や各建設業者団体に所属する会員企業等の取組状況を把握し、更なる処遇改善策を検討していくため、業務委託先である株式会社日本アプライドリサーチ研究所を調査実施主体といたしまして、昨年度に引き続き、下記のとおり建設企業の皆様を対象としたアンケート調査を実施いたします。

御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、アンケート調査の実施・回答につきまして、会員企業へご周知くださいますよう、何卒、ご協力の程、お願いいたします。

なお、本調査は、建設業における処遇改善策に関連する取組の進捗状況の把握を目的としたものです。調査結果は目的以外に使用することはありません。建設業法等の関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることもありません。また、調査の回答は統計的に処理したうえで活用するため、回答企業が特定されるようなこともありませんので、ありのままをご回答いただきますよう、ご周知いただければ幸いです。

記

1. 調査の目的

各建設企業における現状を把握することを目的に、建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会に参加する建設業者団体に所属する会員企業に対してアンケート調査を行う。

2. 調査対象

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会参加団体に所属する建設企業 など

3. 調査の流れ

- ①国土交通省から会員企業等へアンケートにご協力いただくよう各建設業者団体に依頼。
- ②各建設業者団体から会員企業に対してアンケートの実施を周知。
- ③WEBアンケートにより、各会員企業から直接回答（回答手順等は別添を参照）。
- ④調査実施主体（株式会社日本アプライドリサーチ研究所）にて集計。

4. アンケートページ

<https://www.ari.co.jp/fukuri/>

5. 回答期限

令和6年3月4日（月） 17時

6. 問い合わせ先

アンケート事務局 TEL:0120-202-504（平日 10:00-17:00）

7. その他

- ・アンケート調査の回答方法は、集計作業の関係等により、原則インターネットにより提出してください。何卒、ご協力お願いします。
- ・本調査は、各建設企業の取組方針・取組状況を把握することを目的としておりますので、各建設企業の取組等を統括されている部署のご担当者等においてご回答ください。
- ・調査内容は主に「法定福利費を内訳明示した見積書」等に関する設問となります。本見積書の活用については、標準見積書を作成・活用いただいている建設業者団体はもとより、同見積書を作成していない建設業者団体に所属する会員企業におかれても、活用されていることが想定されます。つきましては、標準見積書を作成していない団体におかれましてもできる限りアンケートに回答頂くよう、会員企業にご周知ください。

<担当>

国土交通省不動産・建設経済局

建設市場整備課 建設キャリアアップシステム推進室

普及推進係 松本

Tel 03-5253-8111（内線：24828）

03-5253-8283（直通）

各建設事業者の皆様

令和6年2月6日

国土交通省不動産・建設経済局
建設市場整備課

ウェブアンケート調査ご協力をお願い

国土交通省では、建設産業の健全な発展と建設技能者の処遇向上を目指し、平成26年度より「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査」を実施しております。このたび令和5年度の調査を実施するにあたり、御社にもご回答をお願いすることとなりました。
趣旨をご理解の上、アンケートへのご協力をお願いいたします。

なお、本調査は任意でご協力をお願いするものですが、施策に反映する大切な基礎資料となるものですので、ぜひご協力頂きますようお願い致します。



回答サイト

本調査は、原則インターネットでの回答をお願いしております。下記 URL へアクセスし、ご回答頂きますようお願いいたします。

URL

<https://www.ari.co.jp/fukuri/>



- ・調査結果は当該目的のみに使用いたします。回答内容により、建設業法等の関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることはございません。
- ・設問の大半は選択肢形式で、回答時間は10分程です。
- ・委託先である「日本アプライドリサーチ研究所」サイトのトップページにも回答サイトへの入場バナーがあります。

回答方法

同封の別紙をご覧ください

回答期限

令和6年3月4日(月) 17:00

<回答方法・内容に関するお問い合わせ>

(株)日本アプライドリサーチ研究所
法定福利費調査担当
Tel 0120-202-504
(平日 9:30~12:00、13:00~17:30)
Fax 03-5259-6381

<国土交通省担当部局>

国土交通省不動産・建設経済局
建設市場整備課建設キャリアアップシステム
推進室 普及推進係 松本
Tel 03-5253-8111 (内線: 24828)
Fax 03-5253-1555

ウェブアンケートの回答方法

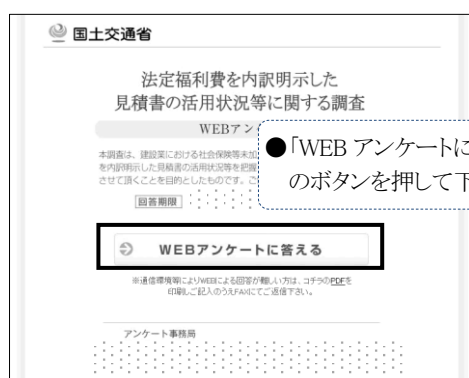
ウェブアンケートには、次のような手順でアクセスし、回答して下さい。

1 本調査トップページへのアクセスをお願いします。

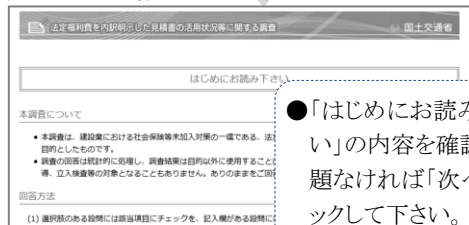
<https://www.ari.co.jp/fukuri/>

※ブラウザのアドレスバーに上記URLを入力しページを表示させて下さい。

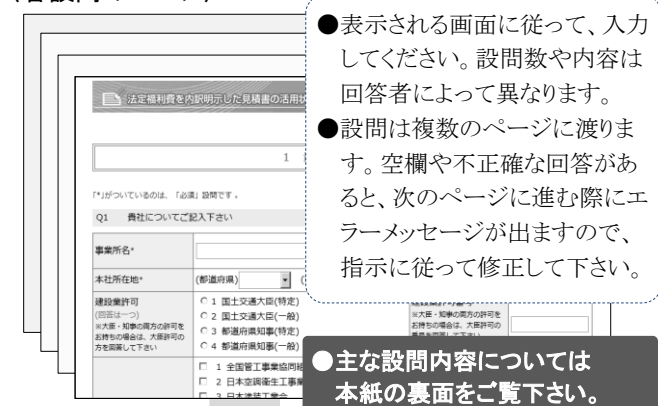
2 表示される画面の手順に従って、入力して下さい。※画面はイメージです。実際とは細部が異なる場合があります。



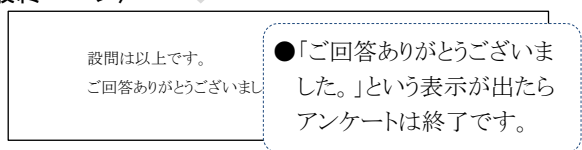
〈はじめにお読み下さい〉



〈各設問のページ〉



〈最終ページ〉



※回答にあたっては画面上の指示に従い、必ず最後の「設問は以上です。ご回答ありがとうございます。」画面までお進み下さい。入力画面の途中で画面を閉じるなどしますと回答は送信されません。

お問い合わせ

アンケート事務局

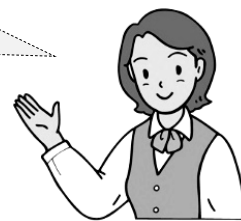
TEL:0120-202-504 (平日 9:30~12:00、13:00~17:30 受付期間 ~3月4日(月))

※お電話が集中した場合はつながり難いことがあります。その際は恐れ入りますが、時間を空けてからお掛け直してください。

FAX:03-5259-6381

本調査でお尋ねする主な内容

本調査の設問は、回答内容により異なってきますが、概ね次のような事項をお尋ねします。設問の大半は選択肢形式で、回答に必要な時間の目安は10分程です。※ご回答者様により設問内容に変動があります。



1. 貴社の概要について

- ・ 基本情報
(事業所名、企業形態、本社所在地、建設業許可、建設業許可番号、所属団体、主な許可業種、資本金、従業員数)
- ・ 請負工事の概要
(元請／下請、公共／民間工事の割合、工事の発注者の属性、最も多い請負階層、請負った工事の元請企業)

2. 下請企業等に対する社会保険加入の確認について

- ・ 下請企業・協力会社の有無
- ・ 下請企業等に対する社会保険の加入状況の確認・指導について（企業、従業員・作業員）
- ・ 社会保険に加入していない従業員・作業員への対応について

3. 法定福利費を内訳明示した見積書について（元請企業として）

- ・ 下請企業に対して法定福利費を内訳明示した見積書の提出する指導を行っているかの有無
- ・ 下請企業等からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出の有無
- ・ 下請企業等からの法定福利費の算出根拠となる労務費総額を明示した見積書の提出の有無
- ・ 下請企業等からの労務費総額の算出根拠となる想定人工の積上げを明示した見積書の提出の有無
- ・ 下請企業等からの建設技能者の地位や技能を踏まえた見積書の提出の有無
- ・ 発注者との請負契約締結に際し、法定福利費を見積もった上で契約締結を行っているかの有無
- ・ 法定福利費を見積もっていない理由

4. 法定福利費を内訳明示した見積書について（下請企業として）

- ・ 日本建設業連合会「労務費見積り尊重宣言」全国建設業協会「単価引上げ分アップ宣言」の認知の有無
- ・ 注文者からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導の有無
- ・ 注文者からの労務費総額を内訳明示した見積書の提出指導の有無
- ・ 注文者に対する法定福利費を内訳明示した見積書の提出の有無
- ・ 法定福利費を内訳明示した見積書を提出していない理由
- ・ 法定福利費を内訳明示した見積書を提出した際の注文者の反応
- ・ 注文者からの法定福利費の支払い状況
- ・ 注文者に法定福利費を内訳明示した見積書を受け取ってもらえなかった、減額された理由
- ・ 注文者に対して提出する見積書の様式について
- ・ 見積書に内訳明示した法定福利費額の算出方法について
- ・ 想定人工の積上げにより算出した労務費について

5. 請負代金内訳書等における法定福利費の明示について

- ・ 請負代金内訳書等における法定福利費の明示の有無
- ・ 請負代金内訳書等を提出した結果の反応
- ・ 請負代金内訳書等を提出する取組を実施していない理由
- ・ 請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していない理由

6. 民間発注工事における誓約書の提出について

- ・民間発注工事の注文者に対して、受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する「誓約書」の提出の有無
- ・誓約書を提出していない理由

7. 建設キャリアアップシステムについて

- ・建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無
- ・建設キャリアアップシステムの技能者登録の有無
- ・CCUS レベル別年収の認知について
- ・CCUS レベル別年収の活用方法について

8. 一人親方について

- ・下請や協会社社に、貴社の業務に常時もしくは継続的に従事している一人親方の有無
- ・直接雇用している建設技能者の社員と常時もしくは継続的に従事している一人親方について
- ・一人親方に仕事を依頼するときの内容について
- ・一人親方に仕事を依頼するときの報酬について
- ・一人親方が実際に現場作業を行うときの仕事量や配分について
- ・一人親方が実際に現場で作業をする際の機械・器具について
- ・一人親方に仕事を依頼するときの見積書の作成について
- ・一人親方に仕事を依頼するとき、見積書の作成を求めない理由について
- ・一人親方に仕事を依頼するときの契約書の作成について
- ・一人親方に仕事を依頼するとき契約書の作成を求めない理由について
- ・施工体制台帳の作成を要する工事において、一人親方に再下請負をする場合の書類の提出状況について
- ・貴社が一人親方に工事を発注する理由について
- ・「働き方自己診断チェックリスト」の活用状況について
- ・「働き方自己診断チェックリスト」の活用の結果を踏まえた対応について
- ・「働き方自己診断チェックリスト」を活用しない理由について

以上



本調査は、基本的にホームページでのご回答をお願いしております。本紙は、事前に設問を把握して頂くための参考資料となりますが、インターネット環境のない方は直接記入して FAX して頂くこともできます。

令和 5 年度 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査 ウェブアンケート(FAX 版)

はじめに

本調査について

- 本調査は、建設業における社会保険加入対策の一環である、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等を把握することを目的としたものです。
- 調査の回答は統計的に処理し、調査結果は目的以外に使用することはありません。関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることもありません。
ありのままをご回答下さいますようお願い致します。
- 本調査は、国土交通省から委託を受けて、株式会社日本アプライドリサーチ研究所が実施するものです。

回答方法

- (1) 下記サイトにアクセスしてお答え下さい
URL <https://www.ari.co.jp/fukuri/>
- (2) 選択肢のある設問には○印を、記入欄がある設問には具体的な数値や記述を記入して下さい。
- (3) 各設問は、原則として令和 5 年 12 月 31 日現在の状態を記入して下さい。
- (4) 令和 6 年 3 月 4 日までにご回答下さいますように、お願い申し上げます。

お問い合わせ

アンケート事務局 FAX 03-5259-6381
TEL 0120-202-504 (平日 9:30~12:00、13:00~17:30)

1 貴社の概要について

Q1.貴社についてご記入下さい

事業所名		企業形態 (○は一つ)	1 法人 2 個人
本社所在地	[]都道府県 []市区町村		
建設業許可 (○は一つ) <small>※複数の許可をお持ちの場合、年間完成工事高が一番多いものを一つ回答してください</small>	1 国土交通大臣(特定) 2 国土交通大臣(一般) 3 都道府県知事(特定) 4 都道府県知事(一般)	建設業許可番号	
所属団体 (○はいくつでも)	※1 下記の選択肢より選択して下さい		主な許可業種 (○はいくつでも)
資本金 (○は一つ) <small>※会社形態が個人の場合は記入不要</small>	1 200万円未満 2 200万円以上300万円未満 3 300万円以上500万円未満 4 500万円以上1,000万円未満 5 1,000万円以上2,000万円未満	6 2,000万円以上5,000万円未満 7 5,000万円以上1億円未満 8 1億円以上3億円未満 9 3億円以上10億円未満 10 10億円以上100億円未満	11 100億円以上
従業者数 (○は一つ) <small>※期間の定めのある従業員、及び直接的な雇用関係がない従業員を除く全従業者の数</small>	1 1人 2 2~4人 3 5~9人	4 10~29人 5 30~99人 6 100~299人	7 300~499人 8 500~999人 9 1,000人以上
総工事高に占める元請・下請工事の割合 (○は一つ) <small>※今年度、貴社が請け負った工事について</small>	1 8割以上が元請工事である 2 8割以上が下請工事である 3 元請・下請が混在している		
総工事高に占める公共・民間工事の割合 (○は一つ) <small>※今年度、貴社が請け負った工事について</small>	1 公共工事が主である 2 民間工事が主である 3 公共工事と民間工事はほぼ同程度である	主な公共工事の発注者 (○は一つ) <small>※総工事高に占める公共・民間工事の割合が、「1」「3」の方のみ回答</small>	1 国 2 都道府県 3 市区町村

総工事高に占める元請・下請工事の割合が「2」「3」の方のみ回答

最も多い請負階層 (○は一つ)	1 1次下請(元請から工事を請け負う者) 2 2次下請以下(1次下請から工事を請け負う2次下請及びさらに高次の下請)	貴社が請け負った工事の元請企業 (○は一つ) <small>※今年度、請け負った工事の元請として、最も多い企業を選択して下さい</small>	1 スーパーゼネコン 2 総合工事業(全国展開) 3 ハウスメーカー 4 職別工事業・設備工事業(全国展開) 5 地場の建設企業 6 その他
--------------------	---	---	---

※1 「所属団体」選択肢一覧

- | | | |
|------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 1 全国管工事業協同組合連合会 | 29 日本ウエルポイント協会 | 57 日本配管工事業団体連合会 |
| 2 日本空調衛生工事業協会 | 30 日本グラウト協会 | 58 ビルディング・オートメーション協会 |
| 3 日本塗装工業会 | 31 日本建設躯体工事業団体連合会 | 59 日本トンネル専門工事業協会 |
| 4 全国建設業協会(各建設業協会) | 32 日本造園組合連合会 | 60 日本アンカー協会 |
| 5 日本左官業組合連合会 | 33 全国防水工事業協会 | 61 日本潜水協会 |
| 6 日本サッシ協会 | 34 日本基礎建設協会 | 62 全国特定法面保護協会 |
| 7 日本電設工業協会 | 35 全日本瓦工事業連盟 | 63 日本在来工法住宅協会 |
| 8 全国クレーン建設業協会 | 36 日本型枠工事業協会 | 64 ダイヤモンド工事業協同組合 |
| 9 日本道路建設業協会 | 37 全国ダクト工業団体連合会 | 65 日本建設業連合会 |
| 10 鉄骨建設業協会 | 38 全国コンクリート圧送事業団体連合会 | 66 フローリング協会 |
| 11 日本建設組合連合 | 39 全国タイル業協会 | 67 プレハブ建築協会(住宅生産団体連合会) |
| 12 全国中小建設業協会 | 40 日本計装工業会 | 68 日本ツーバイフォー建築協会(住宅生産団体連合会) |
| 13 情報通信エンジニアリング協会 | 41 日本エクステリア建設業協会 | 69 日本木造住宅産業協会(住宅生産団体連合会) |
| 14 日本橋梁建設協会 | 42 全国道路標識・標示業協会 | 70 日本建設業経営協会 |
| 15 全国鉄筋工事業協会 | 43 日本金属屋根協会 | 71 プレストレスト・コンクリート工事業協会 |
| 16 日本葺工業連合会 | 44 日本内燃力発電設備協会 | 72 全国鐵構工業協会 |
| 17 日本室内装飾事業協同組合連合会 | 45 日本建築板金協会 | 73 マンション計画修繕施工協会 |
| 18 日本タイル煉瓦工事工業会 | 46 消防施設工事協会 | 74 全国建具組合連合会 |
| 19 全日本板金工業組合連合会 | 47 日本運動施設建設業協会 | 75 全国建行協 |
| 20 日本造園建設業協会 | 48 全国圧接業協同組合連合会 | 76 日本海上起重技術協会 |
| 21 日本冷凍空調設備工業連合会 | 49 中小建設業住宅センター | 77 建設業適正取引推進機構 |
| 22 日本機械土工協会 | 50 全国マスタック事業協同組合連合会 | 78 日本外壁仕上業協同組合連合会 |
| 23 日本シャッター・ドア協会 | 51 全国ポンプ・圧送船協会 | 79 全国中小建設工事業団体連合会 |
| 24 全国建設室内工事業協会 | 52 全国板硝子工事協同組合連合会 | 80 東京建設業協会 |
| 25 建築開口部協会 | 53 日本屋外広告業団体連合会 | 81 その他の団体 |
| 26 プレストレスト・コンクリート建設業協会 | 54 全国解体工事業団体連合会 | 82 所属団体なし |
| 27 日本保温保冷工業協会 | 55 日本建設インテリア事業協同組合連合会 | |
| 28 全国基礎工事業団体連合会 | 56 日本ウレタン断熱協会 | |



※2 主な許可業種 選択肢一覧

1 土木工事業	9 管工事業	17 塗装工事業	25 建具工事業
2 建築工事業	10 タイル・れんが・ブロック工事業	18 防水工事業	26 水道施設工事業
3 大工工事業	11 鋼構造物工事業	19 内装仕上工事業	27 消防施設工事業
4 左官工事業	12 鉄筋工事業	20 機械器具設置工事業	28 清掃施設工事業
5 とび・土工工事業	13 ほ装工事業	21 熱絶縁工事業	29 解体工事業
6 石工事業	14 しゅんせつ工事業	22 電気通信工事業	
7 屋根工事業	15 板金工事業	23 造園工事業	
8 電気工事業	16 ガラス工事業	24 さく井工事業	

2 下請企業等に対する社会保険加入の確認について

●下請企業等に対する社会保険の加入状況の確認についてご回答下さい。

※「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、社会保険加入状況の確認を行う際、登録時に加入証明書等の確認を行うなど情報の真正性が担保されている建設キャリアアップシステムの活用を原則としています。なお、建設キャリアアップシステムを活用せず、下請の選定时・作業員の現場入場時に社会保険の加入確認を行う場合は保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど真正性の確保に向けた措置を講ずるよう求めています。

Q2-1 貴社には下請企業・協力会社がありますか（○はひとつ）。

1. 下請企業・協力会社がある <→Q2-2> へ
2. 下請企業・協力会社はない <→総工事高の「8割以上が下請工事」の方 Q4-1 へ
<→総工事高の「8割以上が元請工事」の方 Q5-1 へ
<→「元請・下請が混在している」の方 Q4-1 へ

Q2-2 下請企業・協力会社の社会保険の加入確認は実施していますか。企業の加入状況、従業員・作業員の加入状況それぞれについてご回答下さい。

a. 企業の加入状況の確認について（○はひとつ）。

1. 主に建設キャリアアップシステムで確認している
2. 主に「施工体制台帳（再下請負通知書）」に加えて社会保険料の領収済通知書等関係資料で確認している
3. 主に「施工体制台帳（再下請負通知書）」で確認している
4. 特に確認していない
5. その他（具体的に： _____)

b. 従業員・作業員の加入状況の確認について（○はひとつ）。

1. 主に建設キャリアアップシステムで確認している <→Q2-3> へ
2. 主に「作業員名簿」に加えて標準報酬月額決定通知書等関係資料で確認している <→Q2-3> へ
3. 主に「作業員名簿」で確認している <→Q2-3> へ
4. 特に確認していない
5. その他（具体的に： _____)

《次のQ2-3は、従業員・作業員の加入状況を確認している方のみご回答下さい》

Q2-3 従業員・作業員の社会保険の加入状況を確認し、適切に加入していない従業員・作業員がいた場合にどのような対応をしていますか（○はひとつ）。

1. 従業員・作業員を雇用する企業に対して、加入させるよう指導し、加入が確認できるまでは、従業員・作業員の現場入場を認めない取扱いをしている
2. 従業員・作業員を雇用する企業に対して、加入させるよう指導のみしている
3. 特に対応していない
4. その他（具体的に： _____)

●以降は、元請・下請契約における法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況についての質問です。

貴社の状況に応じて、所定の設問にお進み下さい。

総工事高の「8割以上が下請工事」の方 → Q4-1 へ
 総工事高の「8割以上が元請工事」の方 → Q3-1 へ
 「元請・下請工事が混在している」方 → _____



3 法定福利費を内訳明示した見積書について(元請企業として)

- Q3-1 法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう、下請企業に対して指導していますか(○はひとつ)。
1. 全ての下請契約で、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
 2. 全ての下請契約で、内訳明示はしないが、法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
 3. 一部の下請契約で、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
 4. 一部の下請契約で、内訳明示はしないが、法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
 5. 特に指導していない
- Q3-2 実際に法定福利費を内訳明示した見積書の提出を受けたことはありますか(○はひとつ)。
1. かなりある(8割以上)
 2. おおむねある(5~8割程度)
 3. あまりない(3~5割程度)
 4. ほとんどない(1~3割程度)
 5. まったくない(1割未満)
- Q3-3 法定福利費の内訳明示に加え、法定福利費の算出根拠となる労務費総額を明示した見積書の提出を受けたことはありますか(○はひとつ)。
1. かなりある(8割以上)
 2. おおむねある(5~8割程度)
 3. あまりない(3~5割程度)
 4. ほとんどない(1~3割程度)
 5. まったくない(1割未満)
- Q3-4 法定福利費と労務費総額の内訳明示に加え、労務費総額の算出根拠となる想定人工の積上げを明示した見積書の提出を受けたことはありますか(○はひとつ)。
1. かなりある(8割以上)
 2. おおむねある(5~8割程度)
 3. あまりない(3~5割程度)
 4. ほとんどない(1~3割程度)
 5. まったくない(1割未満)
- Q3-5 法定福利費と労務費総額の内訳明示に加え、労務費総額の算出根拠となる想定人工の積上げを明示し、かつ建設技能者の地位や技能を踏まえた見積書の提出を受けたことはありますか(○はひとつ)。
1. かなりある(8割以上)
 2. おおむねある(5~8割程度)
 3. あまりない(3~5割程度)
 4. ほとんどない(1~3割程度)
 5. まったくない(1割未満)
- Q3-6 発注者との請負契約締結に際し、法定福利費を見積もった上で契約締結を行っていますか(○はひとつ)。
1. ほとんど行っている(8割以上)
 2. おおむね行っている(5~8割程度)
 3. あまり行っていない(3~5割程度) → <Q3-7> ~
 4. ほとんど行っていない(1~3割程度) → <Q3-7> ~
 5. まったく行っていない(1割未満) → <Q3-7> ~



《次のQ3-7は、法定福利費を見積もった上で契約締結を行っている割合が5割未満の方のみご回答下さい》

Q3-7 法定福利費を見積もっていない理由は何ですか（〇はいくつでも）。

1. 受注競争上不利になるため
2. 発注者から見積もるよう指示がなかったため
3. 発注者が総価しか見ないなど、見積もっても意味がないと考えたため
4. 下請企業において必要となる法定福利費の額を把握していないため
5. 法定福利費の計算方法が難しく、自社で見積もることが困難であるため
6. 見積書等が指定された様式であったため
7. 同業他社が見積もっていないため
8. 以前に法定福利費を記載した見積書を提出したが受け取ってもらえなかったため
9. 発注者から見積もらないように指示されたため
10. 公共工事ではないため
11. その他（具体的に： _____)



総工事高の「8割以上が元請工事」の方は、Q5-1に進んで下さい。

「元請・下請工事が混在している」方は、Q4-1に進んで下さい。

4 法定福利費を内訳明示した見積書について(下請企業として)

Q4-1 法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう、一部の建設業団体において取組の宣言を行っておりますが、選択肢から貴社がご存知の取組について教えて下さい (〇はいくつでも)。

1. 日本建設業連合会の「労務費見積り尊重宣言」
2. 全国建設業協会の「単価引上げ分アップ宣言」
3. いずれも知らない
4. その他 ()

Q4-2 注文者から、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するように指示は受けていますか(〇はひとつ)。

1. ほとんどの工事で指示を受けている(8割以上)
2. おおむね指示を受けている(5~8割程度)
3. あまり指示を受けていない(3~5割程度)
4. ほとんど指示を受けていない(1~3割程度)
5. まったく指示を受けていない(1割未満)

Q4-3 注文者から、法定福利費の算出根拠となる労務費総額を内訳明示した見積書を提出するように指示は受けていますか (〇はひとつ)。

1. ほとんどの工事で指示を受けている(8割以上)
2. おおむね指示を受けている(5~8割程度)
3. あまり指示を受けていない(3~5割程度)
4. ほとんど指示を受けていない(1~3割程度)
5. まったく指示を受けていない(1割未満)

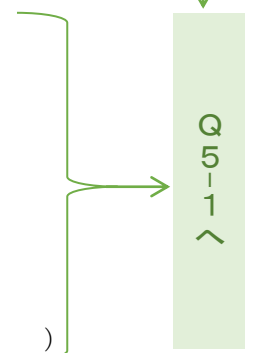
Q4-4 注文者に対して、法定福利費を内訳明示した見積書を提出していますか (〇はひとつ)。

1. ほとんどの工事で提出している(8割以上) → 〈Q4-6〉 ✓
2. おおむね提出している(5~8割程度) → 〈Q4-6〉 ✓
3. あまり提出していない(3~5割程度) → 〈Q4-5〉 ✓
4. ほとんど提出していない(1~3割程度) → 〈Q4-5〉 ✓
5. まったく提出していない(1割未満) → 〈Q4-5〉 ✓
6. 取組自体がよくわからない
7. その他(具体的に:)

《次のQ4-5は、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している割合が5割未満の方のみご回答下さい》

Q4-5 現在のところ、法定福利費を内訳明示した見積書を提出していない理由は何ですか (〇はいくつでも)。

1. 受注競争上不利になるため
2. 注文者との関係で提出できる雰囲気ではなかったため
3. 注文者から提出するよう指示がなかったため
4. 注文者が総額しか見ないなど、提出しても意味がないと考えたため
5. 法定福利費の計算方法が難しく、自社で作成することが困難であるため
6. 見積書が指定された様式であったため
7. 同業他社が提出していないため
8. 以前に提出したが受け取ってもらえなかったため
9. 注文者から提出しないように指示されたため
10. 公共工事ではないため
11. その他(具体的に:)



《次のQ4-6は、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している割合が5割以上の方のみご回答下さい》

Q4-6 注文者に内訳明示した見積書を提出した結果、どのような反応がありましたか (〇はいくつでも)。

1. 内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった → 〈Q4-7〉 ✓
2. 見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった → 〈Q4-7〉 ✓
3. 内訳明示された法定福利費の一部のみ減額して支払われる契約となった → 〈Q4-7〉 ✓ → 〈Q4-8〉 ✓
4. 法定福利費の一部を含めて減額される契約となった → 〈Q4-7〉 ✓ → 〈Q4-8〉 ✓
5. 法定福利費の請求は認められなかった → 〈Q4-8〉 ✓
6. 受け取ってもらえなかった又は受け取ってもらえたが無視された → 〈Q4-8〉 ✓
7. その他(具体的に:) → 〈Q4-9〉 ✓

《次のQ4-7は、法定福利費が「支払われる契約となった」(減額含む)方のみご回答下さい》

- Q4-7 注文者からの法定福利費の支払いはどのように行われましたか (〇はいくつでも)。
1. 見積書に内訳明示した法定福利費の額を考慮して法定福利費が支払われた
 2. 注文者が決めた工事費に対する割合などに基づいて法定福利費が支払われた
 3. 企業として抱えている労働者の社会保険への加入率を考慮して法定福利費が支払われた
 4. 実際に工事現場に入場した労働者の人数等を考慮して法定福利費が支払われた
 5. 請負金額の総額を調整する形で法定福利費が支払われた
 6. 法定福利費がどのように支払われたのかわからない
 7. その他 (具体的に:)

Q4-9
^

《次のQ4-8は、「法定福利費が支払われない契約となった」「法定福利費を減額された」方のみご回答下さい》

- Q4-8 「法定福利費を内訳明示した見積書を受け取ってもらえなかった」「法定福利費を減額された」理由は何だと思いますか (〇はいくつでも)。
1. 自社が社会保険に加入していない
 2. 作業員 (従業員) の中に社会保険未加入者がいたため
 3. 注文者 (元請企業又は上位の下請企業) が法定福利費を受け取っていない
 4. 過去の見積額と比べて高額であった
 5. 当該工事における注文者の目標利益を維持するため
 6. 他社と比較して高額であった
 7. 見積書の各費目 (法定福利費を含む) の算定根拠が不明確であったため
 8. 内訳明示した見積書の提出が法律、契約上の義務ではない
 9. 指定様式ではなかった
 10. 常に契約額に法定福利費を含んでおり、内訳明示する必要はないと思っている
 11. 注文者 (元請企業又は上位の下請企業) の会社としての方針である
 12. わからない
 13. その他 (具体的に:)

Q4-9
^

《次のQ4-9は、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している割合が5割以上の方のみご回答下さい》

- Q4-9 注文者に対して提出する見積書について、どのような様式を使用していますか (〇はいくつでも)。
1. 専門工事業団体が作成した標準見積書の様式
 2. 自社が作成した見積書の様式
 3. 注文者が指定した見積書の様式
 4. その他 (具体的に:)

Q4-10
^

《次のQ4-10は、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している割合が5割以上の方のみご回答下さい》

- Q4-10 見積書に内訳明示した法定福利費額は、どのように算出しましたか (〇はひとつ)。
1. 想定人工の積上げにより算出した労務費に、社会保険料率を乗じて算出した → 〈Q4-11〉 ^
 2. 労務費比率 (※) を用いて算出した労務費に、社会保険料率を乗じて算出した → 〈Q5-1〉 ^
※過去の同種工事の実績等から、標準的な労務費比率を設定
 3. 労務費を算出せず、過去の同種工事の実績等から法定福利費を算出した (※) → 〈Q5-1〉 ^
※工事費や工事数量あたりの平均的な法定福利費の割合を設定し、これを活用
 4. その他 (具体的に:) → 〈Q5-1〉 ^

《次のQ4-11は、法定福利費を想定人工の積上げにより算出した労務費に、社会保険料率を乗じて算出した方のみご回答下さい》

- Q4-11 想定人工の積上げにより算出した労務費について、建設技能者の地位や技能を踏まえた積算ですか (〇はひとつ)。
1. 建設キャリアアップシステムのレベル別の内訳を明示した積算
 2. 職長と一般作業員ごとの内訳を明示した積算
 3. 建設技能者の地位や技能を踏まえていない積算
 4. その他 (具体的に:)

5 請負代金内訳書等における法定福利費の明示について

Q5-1 注文者に対して契約締結後に提出する請負代金内訳書等に、法定福利費を明示していますか（〇はひとつ）。

※平成 29 年 7 月、契約段階においても法定福利費が確保されるよう、公共工事・民間工事・下請契約の標準約款を改正し、受注者が注文者に提出する請負代金内訳書等へ法定福利費を明示する取組を開始しました。
また、平成 29 年 12 月、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款も改正され、標準約款と同様、請負代金内訳書に法定福利費を明示することとする規定が追加されました。

1. ほとんどの工事で明示している（8割以上） → 〈Q5-2〉 へ
2. おおむね明示している（5～8割程度） → 〈Q5-2〉 へ
3. あまり明示していない（3～5割程度） → 〈Q5-3〉 へ
4. ほとんど明示していない（1～3割程度） → 〈Q5-3〉 へ
5. まったく明示していない（1割未満） → 〈Q5-3〉 へ
6. 取組自体がよくわからない → 〈Q6-1〉 へ
7. その他（具体的に： ） → 〈Q6-1〉 へ

《次のQ5-2は、請負代金内訳書等に法定福利費を明示している割合が5割以上の方のみご回答下さい》

Q5-2 法定福利費を明示した請負代金内訳書等を提出した結果、どのような反応がありましたか。（〇はいくつでも）。

1. 明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった
2. 見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった
3. 明示された法定福利費の一部のみ減額して支払われる契約となった
4. 法定福利費の一部を含めて減額される契約となった
5. 法定福利費の請求は認められなかった
6. 受け取ってもらえなかった又は受け取ってもらえたが無視された
7. その他（具体的に： ）

Q6-1 へ

《次のQ5-3は、請負代金内訳書等に法定福利費を明示している割合が5割未満の方のみご回答下さい》

Q5-3 法定福利費を明示した請負代金内訳書等を提出する取組を実施していない理由は何ですか（〇はいくつでも）。

1. 請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していない → 〈Q5-4〉 へ
2. 請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用しているが、注文者が必要と認める場合に提出させる規定となっており、提出の指示がなかったため提出していない
3. その他（具体的に： ）

《次のQ5-4は、請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していないと回答した方のみご回答下さい》

Q5-4 請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していない理由は何ですか（〇はいくつでも）。

1. 公共工事・民間工事・下請契約の標準約款や民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款が改正されたことを知らない
2. 法定福利費を明示する効果が無い
3. 記載する法定福利費の計算が困難である
4. 現状で法定福利費を受け取れている
5. 注文者が使用していない
6. その他（具体的に： ）

6 民間発注工事における誓約書の提出について

Q6-1 **民間発注工事の発注者に対して**、受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する「誓約書」を提出していますか（○はひとつ）。

※平成 30 年 1 月、社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るための取組として、受注者から発注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を約した「誓約書」を提出する取組が開始されました。

- | | | | |
|-------------------------|---|--------|---|
| 1. ほとんどの工事で提出している（8割以上） | → | 〈Q7-1〉 | 〜 |
| 2. おおむね提出している（5～8割程度） | → | 〈Q7-1〉 | 〜 |
| 3. あまり提出していない（3～5割程度） | → | 〈Q6-2〉 | 〜 |
| 4. ほとんど提出していない（1～3割程度） | → | 〈Q6-2〉 | 〜 |
| 5. まったく提出していない（1割未満） | → | 〈Q6-2〉 | 〜 |
| 6. 取組自体がよくわからない | → | 〈Q7-1〉 | 〜 |
| 7. 民間発注工事を受注していない | → | 〈Q7-1〉 | 〜 |
| 8. その他（具体的に： _____） | → | 〈Q7-1〉 | 〜 |

《次のQ6-2は、誓約書を提出している割合が5割未満の方のみご回答下さい》

Q6-2 現在のところ、誓約書を提出していない理由は何ですか（○はいくつでも）。

1. 誓約書の取組を知らない
2. 任意的な取組で、強制ではないため
3. 全ての下請企業・協力会社が、社会保険に加入しているので提出する意味がないため
4. 工事期間が短い、工事金額が少額の工事等については提出していないため
5. 発注者からの依頼が無かったため
6. 以前に提出したが受け取ってもらえなかったため
7. その他（具体的に： _____）

7 建設キャリアアップシステムについて

Q7-1 貴社は建設キャリアアップシステム（CCUS）の**事業者登録**はしていますか（○はひとつ）。

1. 登録をしている（あるいは登録手続の最中）
2. 登録していない

Q7-2 貴社が雇用する建設技能者は、建設キャリアアップシステム（CCUS）の**技能者登録**はしていますか（○はひとつ）。

1. 全員登録をしている（あるいは登録の手続の最中）
2. 全員は登録できていないが半分以上は登録している
3. 登録しているが半分未満である
4. 外国人のみ登録している
5. 登録していない
6. 直接雇用している建設技能者はいない
7. その他（具体的に： _____）

Q7-3 貴社は CCUS レベル別年収についてどの程度知っていますか（○はひとつ）。

※CCUS レベル別年収について <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001614727.pdf>

- | | | | |
|------------------------------|---|--------|---|
| 1. 知っていて、内容を見たことがある | → | 〈Q7-4〉 | 〜 |
| 2. あるということは知っているが、内容は見たことがない | → | 〈Q8-1〉 | 〜 |
| 3. 知らない | → | 〈Q8-1〉 | 〜 |

《次のQ7-4は、CCUS レベル別年収について知っていて、内容を見たことがある方のみご回答下さい》

Q7-4 貴社は CCUS レベル別年収をどのようなことに活用していますか。今後の活用予定も含めてお答え下さい（○はいくつでも）。

1. 雇用する建設技能者への CCUS レベル別年収の周知
2. CCUS レベル別年収を踏まえた給与の支給
3. CCUS レベル別年収の採用活動への活用
4. 特に活用していない
5. その他（具体的に： _____）

8 一人親方について

Q8-1 貴社の下請や協力会社に、貴社の業務に常時もしくは継続的に従事している一人親方はいますか（○はひとつ）。

1. 一人親方がいる → 〈Q8-2〉へ
2. 一人親方はいない → 〈終了〉

Q8-2 貴社が直接雇用している建設技能者の社員と常時もしくは継続的に従事している一人親方では、どちらが多いですか（○はひとつ）。

1. 一人親方の方が多い
2. 直接雇用している建設技能者の社員の方が多い
3. ほぼ同数

Q8-3 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するときの内容について、どちらか近いほうを選んで下さい（○はひとつ）。

1. 「応援人工」、「常用請負」等、労務提供のみの場合が多い
2. 工事一式の請負が多い

Q8-4 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するときの報酬について、どちらか近いほうを選んで下さい（○はひとつ）。

1. 一時間、一日当たりの単価など、働いた時間や日数で決める場合が多い
2. 報酬は工事の出来高見合い（完成したら支払う）場合が多い

Q8-5 常時もしくは継続的に従事している一人親方が実際に現場作業を行うときの、日々の仕事量や配分について決定しているのはどなたか、どちらか近いほうを選んで下さい（○はひとつ）。

1. 会社が指示を出している場合が多い
2. 一人親方の裁量に任せている場合が多い

Q8-6 常時もしくは継続的に従事している一人親方が実際に現場で作業をする際の機械・器具について、どちらか近いほうを選んで下さい（○はひとつ）。

1. 一人親方が仕事で使う機械・器具は、貴社が提供することの方が多い
2. 一人親方が仕事で使う機械・器具は一人親方が持ち込むことの方が多い

Q8-7 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するときの見積書の作成について、近いほうを選んで下さい（○はひとつ）。

1. 見積書の作成・提出を求めている場合が多い → 〈Q8-8〉へ
2. 見積書の作成・提出を求めている場合が多い → 〈Q8-9〉へ

《次のQ8-8は、見積書の作成・提出を求めている場合が多いと回答した方のみご回答下さい》

Q8-8 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するとき、見積書の作成を求めない理由を選択して下さい（○はいくつでも）。

1. 口頭で契約を交わしているため
2. 書類の作成が煩雑なため
3. 見積書を交わすことを知らなかったため
4. その他（具体的に： _____）

Q8-9 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するときの契約書の作成について、近いほうを選んで下さい（○はひとつ）。

1. 契約書の作成・提出を求めている場合が多い → 〈Q8-10〉へ
2. 契約書の作成・提出を求めている場合が多い → 〈Q8-11〉へ

《次のQ8-10は、契約書の作成・提出を求めている場合が多いと回答した方のみご回答下さい》

Q8-10 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するとき、契約書の作成を求めない理由を選択して下さい（○はいくつでも）。

1. 口頭で契約を交わしているため
2. 書類の作成が煩雑なため
3. 契約書を交わすことを知らなかったため
4. その他（具体的に： _____）

- Q8-11 施工体制台帳の作成を要する工事において、一人親方に再下請負をする場合の書類の提出状況について選んで下さい（○はひとつ）。
1. 常に元請企業に一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書を提出している
 2. 元請に求められた場合のみに、再下請負通知書及び請負契約書を提出している
 3. 自社の作業員として作業員名簿に記載して提出している
 4. 提出したことがない
 5. その他（具体的に： _____）
- Q8-12 貴社が一人親方に工事を発注する理由について教えてください（○はいくつでも）。
1. 一人親方に発注する工事（範囲）については、自社で技能者を雇用していないため
 2. 工事量に対して、自社の技能者だけでは工期内に完成することが難しいため
 3. 建設技能者を直接雇用するよりも、一人親方に発注した方が安価であるため
 4. 一人親方に発注すれば、社会保険加入の負担が少なくなるため
 5. 昔からの商習慣のため
 6. その他（具体的に： _____）
- Q8-13 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するときの、「働き方自己診断チェックリスト」の活用状況について、当てはまるものを選んでください（○はひとつ）。
1. ほとんどの工事で活用している（8割以上） → **〈Q8-14〉**
 2. 一部の工事で活用している（8割未満） → **〈Q8-14〉** ～ → **〈Q8-15〉** ～
 3. 活用していないが「働き方自己診断チェックリスト」を知っている → **〈Q8-15〉** ～
 4. 「働き方自己診断チェックリスト」を知らない → **〈終了〉**

《次のQ8-14は、「働き方自己診断チェックリストを活用している」と回答した方のみご回答下さい》

- Q8-14 「働き方自己診断チェックリスト」の活用の結果を踏まえた対応について、当てはまるものを選んでください（○はいくつでも）。
1. 一人親方を雇用契約へ移行した
 2. 一人親方の働き方を改めた
 3. 一人親方との契約内容を改めた
 4. 今後の働き方や契約内容について一人親方と相談した
 5. 労働基準監督署等の機関へ相談した
 6. 特に対応していない
 7. その他（具体的に： _____）

《次のQ8-15は、「働き方自己診断チェックリストを活用していない」と回答した方のみご回答下さい》

- Q8-15 「働き方自己診断チェックリスト」を活用しない理由について教えてください（○はいくつでも）。
1. 一人親方本人がチェックをしているから
 2. 他の下請または元請がチェックをしているから
 3. チェックしても雇用契約に移行するつもりがないから
 4. 事務が煩雑になるから
 5. その他（具体的に： _____）

設問は以上です。ご回答ありがとうございました。

F A X : 03-5259-6381 までご返送下さい